

令和5年度第2回富良野市中小企業振興促進審議会

日 時 令和5年12月19日(火)
午後1時30分～
場 所 コンシェルジュフラノ
2F 大ホール

1. 開 会

2. 市長挨拶

3. 会長挨拶

4. 議 事 議案第1号 富良野市中小企業振興条例に基づく富良野市中小企業振興
総合補助金交付要領の改正について

(1) 再整理案の説明

(2) 答申

5. そ の 他

6. 閉 会

富良野市中小企業振興促進審議会委員名簿

任期：令和4年1月1日～令和5年12月31日

(順不同、敬称略)

| 氏名 | 所属 |
|-------|---|
| 軽米達也 | 団体推薦 R4.11～ (富良野商工会議所副会頭) |
| 大玉英史 | 団体推薦 (富良野商工会議所専務理事) |
| 佐藤健治 | 団体推薦 R4.11～ (富良野商工会議所常議員) |
| 杉谷久己 | 団体推薦 (山部商工会事務局長) |
| 吉田幸生 | 団体推薦 (新相生商店街振興組合専務理事) |
| 奈良定雄 | 団体推薦 (五条商店街振興組合理事長) |
| 山本智久 | 団体推薦 R4.11～ (ふらの金融協会会長、 北洋銀行富良野支店支店長) |
| 長屋由美子 | 団体推薦 (公益社団法人富良野地方法人会 女性部会会長) |
| 沖田太一 | 学識経験者 (北海道中小企業家同友会旭川支部 富良野地区会会長) |
| 山崎時枝 | 学識経験者 (富良野中央婦人会書記) |
| 福井早苗 | 公募委員 |

議案第 1 号

富良野市中小企業振興条例に基づく富良野市中小企業振興総合補助金交付要領の改正について

- ・再整理案 別紙のとおり

1. UIJ ターン住宅支援がんばる企業応援補助事業の拡充等

【これまでの経過】

- ・市内企業の福利厚生を充実させ、従業員の市内定住並びに企業への定着を促し、人材確保を図ることを目的に平成31年4月から事業がスタート。

【制度改正の背景と考え方】

- ・R5年度に市内事業所・従業員それぞれを対象に実態調査を行った結果、市内の家賃が高いことを指摘する意見が多くあった。
- ・一方、企業を対象にした実態調査では、「人材定着・離職防止の取り組み」として「家賃等の手当・補助」を実施しているのは、回答企業中わずか16%であった。
- ・市内の人材不足は深刻な状況であり、人材確保と定着のためには、生活基盤である住居に対して更なる対策が必要であると考えられる。

以上のことから、富良野市の労働力確保・人材定着を阻害している高騰する家賃へ対応し、企業の広範囲な人材確保を支援するため、年齢制限の撤廃と補助金上限額の拡充を検討したい。

【制度内容】

●現行

補助事業名： UIJ ターン住宅支援がんばる企業応援補助事業

| 対象年齢 ※各年4月1日現在 | 補助期 | 補助金額 | 補助金限度額 |
|-------------------|-----|---|---------------------------|
| 28歳以下 | 5年間 | 補助対象経費（住宅手当相当額・住宅手当等（家賃2/5）の1/2以内の額（千円未満切り捨て） | 1万円/月 ※補助期間4年目以降は5千円/月 |
| 29歳以上 38歳以下 | 3年間 | ※各年4月1日現在28歳以下である場合、補助期間4年目以降、補助対象経費の1/4以内の額とする | |

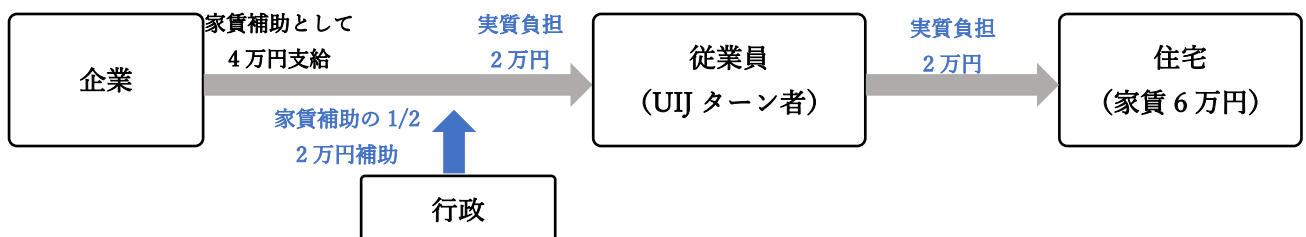


●改正（案）

補助事業名： 住宅支援応援補助事業

| 対象年齢 ※各年4月1日現在 | 補助期間 | 補助金額 | 補助金限度額 |
|-------------------|------|---|--------|
| 39歳以下 年齢要件撤廃 | 5年間 | 補助対象経費（住宅手当相当額・住宅手当等）の1/2以内の額（千円未満切り捨て） | 2万円/月 |

※例



以下、現行制度から継続する要件（参考）

【対象となる物件】

- ・市内の民間賃貸住宅
※以下は対象外物件
- ・公営住宅等の公的賃貸物件
- ・会社や当該経営者等が自己所有している物件
- ・入居者2親等以内の親族が所有する物件

【入居する従業員の要件】

- ・雇用の前後1年以内に富良野市に転入した方で、転入する前3ヶ月以上の期間に渡って、富良野市に住民登録されていなかった方
- ・富良野市に原則として世帯全員の住民登録があること※ただしやむをえない事情がある場合を除く。
- ・勤務先の人事異動等により将来、富良野市外へ転出する見込みがない方
※市内に本社を置く事業所において新規雇用した者が、市外の支店等へ通勤する見込みがある場合は対象とする。
また、市外の支店から市内の本社へ転入した者は、もともと雇用していた者であり対象としない。
- ・生活保護法の規定による住宅扶助、その他の公的制度による家賃助成を受けていない方
- ・世帯全員が市税を滞納していない方
- ・世帯全員が暴力団等排除措置対象者でない方
- ・事業主（法人の場合は代表者）と2親等以内の親族を除く

2. 採用活動支援事業（仮）（新規）

【これまでの経過】

- ・「学卒者地元就職促進事業」にて、人材の育成及び確保を図り学卒者の地元就職を促進することを目的に、中小企業者等が市内中学校又は高等学校と連携して行う事業を支援してきたが、実績はあまりない状況。

【制度新設の背景と考え方】

- ・高校生の進学志向の高まりから、市内学卒者の採用は年々難しくなっており、市外からの採用が必要な状況になっている。
- ・R5 実施の実態調査では、企業の人材確保の取り組みとして「ハローワークの求人」が大多数、「自社 HP」「社員からの知人紹介」が次いで多い結果となっており、また採用活動の課題としても「採用活動に費用や時間をかけていない（余裕がない）」が最も多く、経営者や社員自らが積極的に採用活動に取り組めていないことが予想される。
- ・一方、学生を対象とした調査結果では、情報収集の方法として多かったのが、「インターンシップ・職業体験」「企業説明会での情報」などで、「ハローワーク」は少ない結果であった。

以上のことから、企業自らが行う採用活動の促進を目的に、既存の「学卒者地元就職促進事業」を廃止し、廃止事業の内容も包括したうえで、市内中小企業者等の合同企業説明会への出展等に要する経費の一部を補助する制度の新設を検討したい。

【制度内容】

| | |
|-------|--|
| 目 的 | ・市内中小企業と求職者との新たなマッチングの機会の創出と雇用の促進を図るため、民間企業が主催する合同企業説明会等に出展する市内中小企業者等に対して、当該出展に要する経費の一部を補助します。 ・市内企業自らまたは中学校や高等学校と連携して行う採用活動に対して、その費用の一部を補助することで、採用活動に意欲ある企業の人材確保を後押しします。 |
| 補助上限額 | 20 万円（対象経費 1/2 以内） |
| 対象業種 | ・市内に本店または、主たる事業所を有する中小企業者及び個人事業主の方（登記または住民票で確認） |
| 対象事業 | ・合同企画説明会等の出展に係る経費 ・中学校や高等学校と連携して行う人材育成事業、就職促進事業に係る経費 ・インターンシップの受入に係る経費 |
| 対象経費 | ・ブース費に相当する出展小間料 ・借料 ・委託料 ・外注費 ・インターン等に要する保険料、教材費等 ・インターン実施者の受入旅費、宿泊料（飲食代、食糧費は除く） ・その他市長が認める費用 |

【その他】

- ・申請は1事業者年1回とする。（複数の採用活動を1つの計画にまとめて申請可能）
- ・申請時に採用活動計画を提出し、その計画にある対象事業および経費を補助対象とする。
- ・大学、専門学校訪問の旅費については、既に多くの企業が学校訪問を実施しており、目的地、移動手段、行程など補助事業内容の精査が難しいことから対象外とする。
- ・求人サイト、情報紙への掲載料など広報費については、事業目的としているマッチング機会の創出とはならないことから対象外とする。
- ・事業後のアンケート実施、成果（内定者・就職者数等）報告を必須とする。

3. 職場環境等整備支援事業（仮）（新規）

【制度新設の背景と考え方】

- ・労働実態調査より、従業員の職場への不満として、賃金の次に多かったのが「仕事環境が悪い・整っていない」「職場に休憩できる環境や整備、仕組みがない」など「働く環境」であった。
- ・人材確保には、処遇改善だけではなく、環境の整備も必要だと考えられる。

以上のことから、労働環境改善を通じて人材の確保と定着を目的に、職場環境の改善に係る費用を補助する事業の制度化を検討したい。

【制度内容】

| | | |
|-------|---|----------|
| 目 的 | 従業員が働く労働環境等の改善に要する経費を補助することで、従業員の定着を支援します。 | |
| 補助上限額 | 50万円 ※店舗等新築改修費と同様、対象経費により定額変動 | |
| | 補助対象工事費用（税抜） | 補助金額（定額） |
| | 50万円以上 100万円未満 | 10万円 |
| | 100万円以上 150万円未満 | 20万円 |
| | 150万円以上 200万円未満 | 30万円 |
| | 200万円以上 250万円未満 | 40万円 |
| | 250万円以上 | 50万円 |
| 対象業種 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内に本店または、主たる事業所を有する中小企業者及び個人事業主の方（登記または住民票で確認） ※通年営業している事業に限る ※経営者及びその親族（2親等以内）のみで営業している事業者は対象外 | |
| 対象事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の労働環境等の改善につながる工事 ・トイレや休憩室、更衣室の新設、改修 ・エアコンや暖房等の設置工事 ・社員寮（社宅）の整備 ※機械設備や備品等の単純更新は対象外 ※例えばPCの入替など業務効率をあげることや、使用可能な暖房設備の入替によるコスト削減など、経営改善が主な目的と判断されるものは対象外 ※経営者や特定の従業員しか効果を受けないものは対象外 ※店舗兼住居の場合、店舗機能にのみ影響するもののみ対象とし、住居に係るものは対象外 ※従業員への要望聞き取り等の状況把握を必須とする ※指定管理施設は対象外とする | |
| 対象経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事費 ・機械装置等備品購入費 ・その他市長が認める費用 | |

【その他】

- ・限られた財源で幅広く事業者を支援するため、1事業所1回限りの申請とする。
- ・複数事業所、店舗を所有する場合、同一敷地内の物件で1度のみ申請可能とする。敷地を別にする事業所ごとに申請することは可能とする。
- ・着手（着工）前の工事等を補助対象とする。（店舗等新築改修費補助事業同様）
ただし特例措置として、令和6年1月1日以降に着工した工事についても、令和6年度の補助対象として申請を受け付ける。
- ・都合により年度を超えた事業にならざるを得ない場合は、通常の申請に加えて、年度またぎの手続きを可能とする。
ただし次年度予算が付かず対象にならないリスクがあることを了承してもらう。
- ・親族のみで経営する事業所が親族以外の従業員を迎い入れることを想定して申請する場合、補助申請から1年以内に求人募集していることが確認されなければ、補助支給決定の取り消しまたは補助金返還を条件に対象とする。
※求人募集の開始や採用状況の報告も必須とする。

- ・従業員の住環境整備を目的に新築または物件を購入、賃借しリフォームする場合は以下の条件のもと対象とする。
 - ①従業員へどのような周知を行うか、整備後の入居状況等の確認を行う。
 - ②不動産物件を他者へ賃貸し財産収入を得る事業を対象とするものではないため、例えば従業員ではなくフリーランスや個人事業主等に賃借していることが確認された場合、支給決定の取り消しまたは補助金返還命令をする。

※次年度環境課が、断熱や窓交換、太陽光発電装置設置などを対象とした補助メニューの対象を拡大し、市内事業所（企業）も対象とする予定であることから、環境課の補助対象となり得る工事はそちらを優先。この補助金との併用可否などの兼ね合いについては引き続き環境課と整理する。

4. 人材開発支援事業（仮）（新規）

【制度新設の背景と考え方】

- ・ 運転手や保育士など専門的な資格を有する人材は全国的に不足している。
- ・ 富良野市内でも人材不足から、営業時間の短縮や事業縮小等をする事業者が相次いでいる。
- ・ 有資格職は無資格職と比べて人材確保がより困難な状況があることから、企業が行う従業員の資格取得や研修等への支援制度の新設を検討したい。

【制度内容】

| | |
|-------|--|
| 目 的 | ・ 公的機関が実施する研修等に参加する費用や市内事業者が実施する研修費、自社業務に関連する資格取得等の費用を支援することで、 無資格者の採用促進 と従業員の定着を支援します。 |
| 補助上限額 | ・ 1事業者あたり 100 万円（対象経費 1/2 以内） ※ただし従業員 1 名あたり 20 万円（補助対象経費 1/2 以内）を上限とする。 |
| 対象業種 | ・ 市内に本店または、主たる事業所を有する中小企業者及び個人事業主の方（登記または住民票で確認） ※通年営業している事業に限る ※経営者及びその親族（ 2 親等以内 ）のみで営業している事業者は対象外 |
| 対象事業 | 市内で営む自社業務に従業員が従事するために必要な次に掲げるもので、事業者が費用を実質負担するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用保険制度における厚生労働大臣が指定した教育訓練給付の対象又はそれに準ずる教育訓練講座等 ・ 労働安全衛生法に基づく免許取得に必要な教習、技能講習、特別教育等 ・ 地域の産業構造などから、富良野市長が人材確保や定着に資するものとして特に認めるもの (※富良野広域圏通年雇用促進協議会 季節労働者資格取得促進事業実施要領 参考) → 公的機関が実施する研修に従業員への参加費用 → 自社業務に関連し、事業者が実施する研修等の費用 → 自社業務に関連し、事業者が負担する従業員の資格取得 |
| 対象経費 | ・ 入学料及び教習、受講料、受験料（手数料除く） ・ 教材費 ・ 講師派遣料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員の受講等に伴う宿泊費、旅費については、合宿免許等の実施機関が提供するプランやパッケージに含まれているものに限り対象とする。 ※以下対象外 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検定試験の受験料 ・ 普通自動車免許の取得に関する費用 ・ 取得済み資格、免許の継続研修や更新費用 ・ 市内で資格取得、研修が可能だが市外で受講するもの ・ 補講費用 ・ 受講等のための交通費 ・ パソコン等の器材費用 ・ クレジット会社に対する手数料 ・ 学債等の将来的に受講者に対して現金還付が予定されている費用 |

- ・ 補助額積算→ 市内で不足している大型二種免許（バス運転手）をベースに検討。

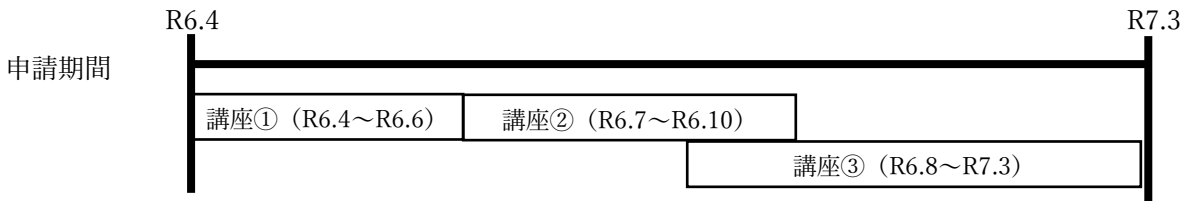
※中央バス自動車学校（富良野自動車学校では大型二種の取得不可）

普通免許から取得の場合 約 46 万円 × 1/2（補助率） ≒ 20 万円/人 × 5 名

- ・ 市外から市内事業所へ通勤している従業員を支援する費用についても、事業所の人材確保及び定着支援の観点から補助対象とする。
- ・ 正式な採用日より前に採用予定者に講座等を受講してもらった場合、事前の申請を可能とし実績報告時に正式採用されているかを確認する。この際、採用に至っていない場合や、採用されているものの補助対象従業員の要件を満たしていない場合は、補助対象外とする。
- ・ 本制度は、労働力（従業員）確保を行う事業者に対する支援であることから、経営者及びその親族は対象としない。
- ・ 都合により年度を超えた事業にならざるを得ない場合は、次年度予算が付かず対象にならないリスクがあることを了承のうえ、1 申請につき 1 度限り年度またぎの手続きを可能とする。
- ・ 従業員 1 人につき上限額までは複数回申請対象にできるが、限られた財源で幅広く事業者を支援するため、この上限額の制限は年度が変わっても継続して適用される。
- 資格取得は、従業員へ資格取得等させる計画や名簿などを提出してもらい、合格した従業員分のみを支援。

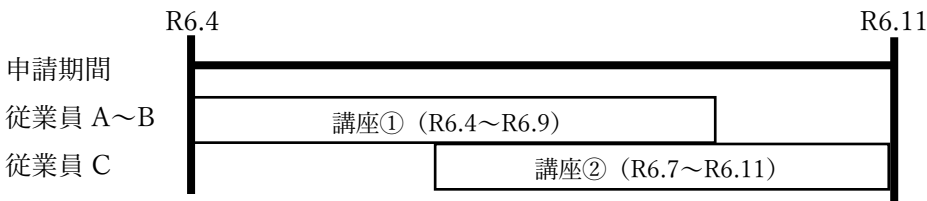
【事例（１）】 1人の従業員が複数の講座等を受講する場合

まとめて申請（計画）し、期間は、最初の受講等の日から最後の受講等の日とする。



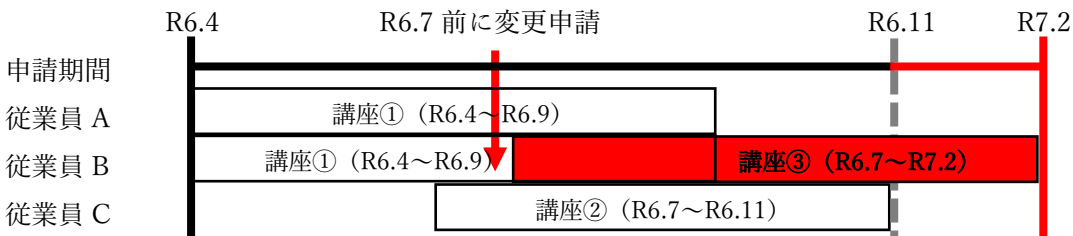
【事例（２）】 複数人が所要期間の異なる申請をする場合

従業員 A～B に講座①（所要期間 R6.4～R6.9）を、従業員 C に講座②（所要期間 R6.7～R6.11）を受講させる場合
申請（計画）期間は、R6.4～R6.11 までになり、全体が終了してから実績報告となる。



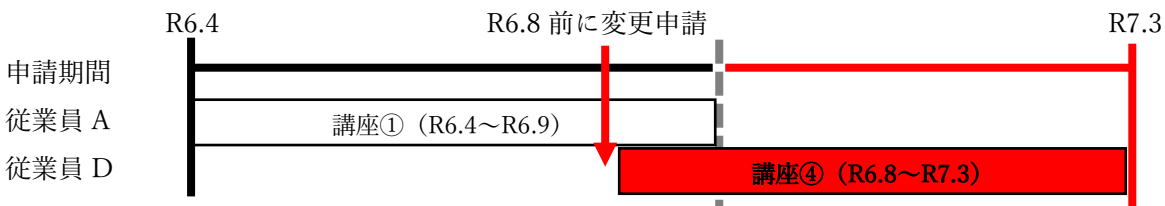
【事例（３）】 途中、新たな講座等が追加される場合

事例（２）に加えて、従業員 B に追加で講座③（所要期間 R6.7～R7.2）を受講させる場合
R6.7 前に変更申請書類を提出し、申請（計画）期間を R6.4～R7.2 に変更し、全体が終了してから実績報告となる。



【事例（４）】 年度途中で新規採用があり新たに講座させる場合

既に従業員 A 分を申請しているが、従業員 D を新規採用し、新たに講座④（所要期間 R6.8～R7.3）を受講させる場合
R6.10 前に変更申請書類を提出し、申請（計画）期間を R6.4～R7.3 に変更し、全体が終了してから実績報告となる。



または、従業員 A とは別の申請書類を提出することも可能。従業員が追加となり申請期間が延長する場合に限る。

（※非推奨）申請書類一式を再度提出いただく必要があり、実績報告書類もそれぞれ提出が必要になります。

変更申請により申請をまとめることで、提出書類は減り、実績報告書類の提出も 1 度で済みます。

教育訓練給付の対象となる資格・講座のイメージ



※掲載している資格（その養成課程・取得目標講座）や講座は、指定講座のうち一定数以上のものを機械的に選び、かつ、給付割合については条件を満たした場合の最大を想定して色分けしたものを。

※参考：労働安全衛生法（抜粋）（e-Gov 法令検索より）

昭和四十七年法律第五十七号

労働安全衛生法

第六章 労働者の就業に当たつての措置

（安全衛生教育）

第五十九条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

（就業制限）

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他の資格を証する書面を携帯していなければならない。

4 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

第八章 免許等

（免許試験）

第七十五条 免許試験は、厚生労働省令で定める区分ごとに、都道府県労働局長が行う。

2 前項の免許試験（以下「免許試験」という。）は、学科試験及び実技試験又はこれらのいずれかによつて行う。

3 都道府県労働局長は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う教習を修了した者でその修了した日から起算して一年を経過しないものその他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、前項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4 前項の教習（以下「教習」という。）は、別表第十七に掲げる区分ごとに行う。

5 免許試験の受験資格、試験科目及び受験手続並びに教習の受講手続その他免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（技能講習）

第七十六条 第十四条又は第六十一条第一項の技能講習（以下「技能講習」という。）は、別表第十八に掲げる区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行う。

2 技能講習を行なつた者は、当該技能講習を修了した者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。

3 技能講習の受講資格及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

別表第十七（第七十五条関係）

- 一 揚貨装置運転実技教習
- 二 クレーン運転実技教習
- 三 移動式クレーン運転実技教習

別表第十八（第七十六条関係）

- 一 木材加工用機械作業主任者技能講習
- 二 プレス機械作業主任者技能講習
- 三 乾燥設備作業主任者技能講習
- 四 コンクリート破砕器作業主任者技能講習
- 五 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- 六 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習
- 七 ずい道等の覆工作業主任者技能講習
- 八 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- 九 足場の組立て等作業主任者技能講習
- 十 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- 十一 鋼橋架設等作業主任者技能講習
- 十二 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
- 十三 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
- 十四 採石のための掘削作業主任者技能講習
- 十五 はい作業主任者技能講習
- 十六 船内荷役作業主任者技能講習
- 十七 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- 十八 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 十九 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 二十 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- 二十一 鉛作業主任者技能講習
- 二十二 有機溶剤作業主任者技能講習
- 二十三 石綿作業主任者技能講習
- 二十四 酸素欠乏危険作業主任者技能講習
- 二十五 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- 二十六 床上操作式クレーン運転技能講習
- 二十七 小型移動式クレーン運転技能講習
- 二十八 ガス溶接技能講習
- 二十九 フォークリフト運転技能講習
- 三十 ショベルローダー等運転技能講習
- 三十一 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
- 三十二 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- 三十三 車両系建設機械（基礎工用）運転技能講習
- 三十四 不整地運搬車運転技能講習
- 三十五 高所作業車運転技能講習
- 三十六 玉掛け技能講習
- 三十七 ボイラー取扱技能講習

5. 新規創業応援事業（仮）（新設）

【これまでの経過】

- ・新規の創業支援として「新規開業・新事業展開支援事業」を平成 25 年 4 月から実施。新規開業に伴い 2 人以上の正規雇用があることを補助要件としている。
- ・これまでの相談では、正規雇用がない創業や開業が多く、その他に申請可能な「新規出店家賃補助事業」「店舗等新築改修費補助事業」「IT 化導入支援事業」などをすすめていた。
- ・また、過去申請があった 11 件のうち、3 件が途中で雇用要件を満たせず「申請取消」となっている。

【制度新設の背景と考え方】

- ・創業や開業にともない正規職員を確保することは難しく、「新規開業・新事業展開支援事業」の「安定的な雇用の創出を図る」という目的が市内実情に合わなくなっている。
- ・観光シーズンには、観光宿泊客に対して飲食店が少なく、飲食難民が増加傾向（オーバーツーリズム気味）にあり、市民も飲食店を利用できない状況がある。
- ・労働実態調査でも、富良野市は観光向けのコンテンツばかりで市民が利用できる施設や店舗が不足しているという意見が多数見られた。
- ・都市機能誘導区域（旧：中心市街地）をはじめ、市内事業者の廃業・シャッター化が進み、市内で新たに創業・開業する事業者も年々減少傾向であり、空き店舗が増加傾向にある。※市で把握する空き店舗→約 30 店舗

以上のことから、「新規開業・新事業展開支援事業」を廃止し、市民の利便性及び満足度と観光業の魅力向上や空き店舗対策を目的に、創業支援を充実させた事業の制度化を検討したい。

【制度内容】

| | | | |
|---------|---|------------------|--|
| 目 的 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民と観光客の両方が利用可能な市内産業を充実させ、市民満足度と観光業の魅力向上を図るため、市内での新規創業を支援します。 ・加えて中心市街地の空き店舗対策として、市が定める特定地域での創業をより支援します。 | | |
| 補助上限額 | 最大 300 万円 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・基本額 定額 50 万円（対象経費が基本額を下回る場合はその金額） ・以下加算額については、基本額を超える対象経費の 1/2 を補助 | | |
| | 都市機能誘導区域等加算 | 上限額+50 万円 | ※富良野市立地適正化計画（R5～R22）+山部市街地 |
| | 特定業種店舗集積重点地域加算 | 上限額+100 万円 | 都市機能誘導区域内にある「商業地域」「近隣商業地域」（へそ歓楽街や商店街等、店舗集積することで他店舗との相乗効果が見込める地域） |
| | 転入加算 | 上限額+50 万円 | 移住 1 年以内に申請 |
| | 若者加算 | 上限額+50 万円 | 申請時 39 歳以下 |
| 従業員雇用加算 | 土上限額+50 万円 | 1 名当たり 10 万円×5 名 | |
| 対象業種 | <p>①創業に伴い、市内に本店または主たる事業所を有する中小企業者及び個人事業主の方（登記または住民票で確認）※市外からの創業の場合は、実績報告時に確認</p> <p>②現在市内で行っている事業と日本標準産業分類の中分類ベースで異なる事業を新たに行う、市内に本店または主たる事業所を有する中小企業者及び個人事業主の方</p> | | |
| 対象経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・店舗改修費 ・設備投資資金 ・運転資金（申請から 1 年間の限度とする） →備品購入費 →広告宣伝費 →店舗等賃借料 ※店舗改修費は「店舗等新築改修費補助事業登録事業者」 ※原則、市内事業者に支払う経費を対象とし、市内調達が不可能な場合のみ要相談 ※特定業種店舗集積重点地域加算に関しては以下の業種のみ対象とする ・飲食（屋台、キッチンカー×） ・小売業（無店舗×） ・洗濯、理容、美容 ・入浴業 ・生活関連サービス ・技術サービス | | |

【その他】

以下の要件も確認する

- ・継続性と将来的な成長性が期待できる事業計画を有していること
- ・通年営業が見込まれ、事業ターゲットが特定の利用者（例：観光客）に限定されていないこと
- ・会議所、商工会にて起業相談を受け、起業後は、会議所、商工会へ入会すること
そのため補助を受ける場合は、起業前の申請を必要とする
ただし特例措置として、令和6年1月1日以降に創業に向け着手した事業者についても会議所、商工会の相談を受けていた場合は、令和6年度の補助対象として申請を受け付ける。
- ・補助金を申請して1年以内に開業することが可能なこと
- ・他の補助金との併用不可（創業者経営支援事業以外）
- ・創業後、広報ふらの等取材への協力すること
- ・都合により年度を超えた事業にならざるを得ない場合は、次年度予算が付かず対象にならないリスクがあることを了承のうえ、年度またぎの手続きを可能とする。
- ・本事業の目的は「創業支援」であり、くわえて市民の居住満足度を向上させるために店舗の増加を図るものであるため、市内移転については対象外とする。
※店舗の移転は、その地域に住む住民の利便性や居住満足度低下につながる可能性があるため、本制度では積極的に支援しない。
※特定業種店舗集積重点地域加算は、あくまで新規で創業するのであれば街中での創業を促進させるためのものであり、既存店舗の集積を目的としたものではない。
- ・対象事業と対象外事業の両方を営む場合は、対象となる事業に係る経費分のみを補助する
- ・創業後、3年間は店舗等新築改修費補助事業の申請は不可とする

【参考】

※「新規出店家賃補助事業」を統合せずに別で継続する理由

新設を検討している「新規創業応援事業」でも店舗等の賃借料を補助対象経費としているが、本制度は、「市民も利用可能な産業の充実」をひとつの目的としており、例えば簡易宿所のような一般的に観光客向けで市民の利用が想定されない創業の場合は、補助適用外となる。そういった事業への支援施策を失くさないため「新規出店家賃補助事業」は別で継続する。

※観光業が市の基幹産業であるにも関わらず、特定業種店舗集積重点地域加算で宿泊業を対象としない理由は、市民満足度の向上につながらず、これ以上の宿泊業の増加は雇用の奪い合いにもつながるため。

※無人店舗の取扱い

中小企業振興総合補助金は、日本産業分類を参考として補助対象者を定めているため、従業員の有無に関わらず対象業種に該当する場合は申請が可能。

【これまでの経過】

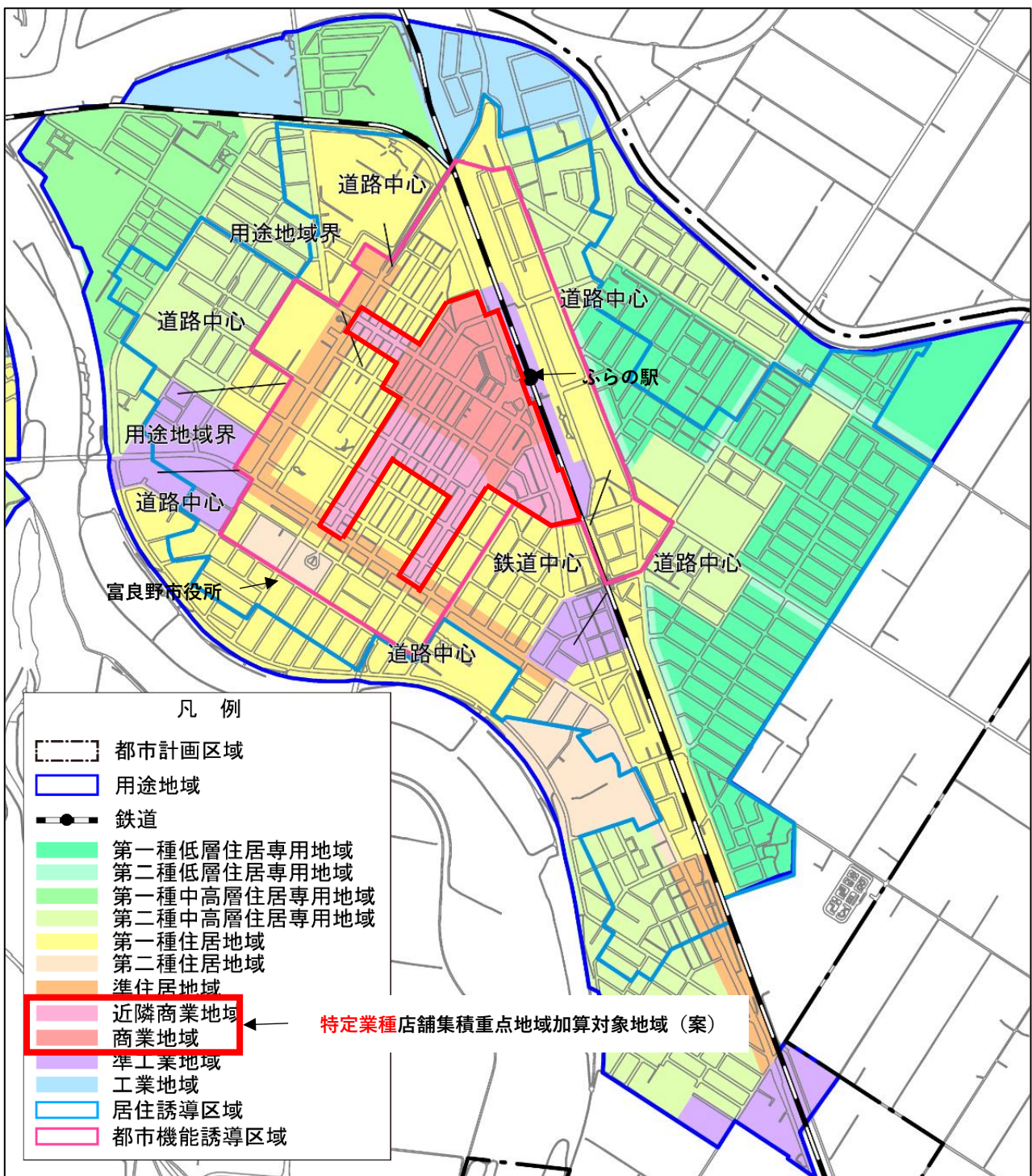
・「新規出店家賃補助事業」では富良野市中心市街地活性化基本計画において指定された中心市街地区域内を補助対象地域とし、令和2年度末に計画が終了した後も継続して補助対象地域としていた。

【背景と考え方】

・しかし、新たに策定された富良野市立地適正化計画（令和5年4月1日公表）にて都市機能誘導区域が設けられたことから、「新規出店家賃補助事業」の補助対象地域を中心市街地区域内から都市機能誘導区域に変更したい。

※山部市街地については、継続して対象とする。

・また、新たに実施する「新規創業応援事業（仮）」についても、この都市機能誘導区域を加算条件のひとつとし、さらに区域内にある「近隣商業地域」「商業地域」を「店舗集積重点地域加算」の対象地域としたい。



7. 補助対象従業員の雇用形態について

【これまでの経過】

- ・現在、中小企業振興総合補助金では「正規職員」を以下のとおり定義して、「新規開業・新事業展開支援事業」の雇用加算要件や「UIJ ターン住宅支援がんばる企業応援補助事業」の対象従業員の確認を行ってきた。

下記の①から④の条件すべてに合致していること

- ①事業主と労働者の相手で雇用期間の定めのない労働契約を締結している
- ②1週間の所定労働時間が、通常の労働者の1週間の所定労働時間と同一であること（30時間未満の者を除く）
- ③通常の労働者と毎月の給与の計算方法が同一であること
- ④支給される手当や賞与について、通常の労働者と同じ制度が適用されていること。ただし、同じ制度を適用しないことに合理的な理由があると認められるものについてはこの限りではない。

※通常の労働者＝「同じ事務所に雇用されているフルタイムの基幹的な働き方をしている労働者（週30時間未満の労働時間のものを除く）」

※生計を同一とする親族を雇用するもの、2親等以内の親族を雇用するものについては、含めない。

【背景と考え方】

- ・人材が不足するなか、企業が希望する雇用形態が必ずしも正規雇用ではなく、また、労働者側も共働き世帯の増加や所得制限の壁などから雇用形態のニーズが変化してきている。
- ・企業を対象とした実態調査からも正規職員以外の採用を希望する意見が多くあった。
- ・以上のことから、次年度以降「~~UIJ ターン住宅支援がんばる企業応援補助事業~~（名称変更・拡充）」「人材開発支援事業（新設）」の補助対象となる従業員の雇用形態は以下の条件のもと「正規職員」に限らず対象としたい。

※雇用期間と労働時間の条件を緩和

下記の①から④の条件すべてに合致していること

- ①事業主と労働者との間で1年以上の期間の雇用契約を締結しているもの。
1年以内であっても、就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」または「更新される場合がある旨」が明示されている。
- ②1日または1週間の労働時間及び1ヵ月の所定労働日数が、通常の労働者の3/4以上である。
(※社会保険加入要件を参考)
- ③時間当たりの基本給および賞与・退職金などの算定方法などが通常の労働者と同等またはそれ以上である。
(※厚生労働省が定義する短時間正社員の条件を参考)
- ④雇用主と生計を同一とする親族、2親等以内の親族の雇用ではないこと。

※通常の労働者＝同じ事業所に雇用されている同種のフルタイム労働者（正規職員）

※対象外→派遣労働者、短期雇用者、日雇労働者、季節労働者

8. 補助対象業種の拡大について

【これまでの経過】

- ・現在の補助対象は、主に中小企業者等（事業によって、農業者又は農業生産法人、NPO 法人も含む）としている。
- ・補助対象を限定する理由は、「特定の政策に基づき事業が行われるため」としている。
- ・現在、各補助メニューでは幼稚園等の「学校法人」や病院等の「医療法人」、~~一大企業は対象となっていない。~~

【背景と考え方】

- ・補助事業の設計の基本的な考え方のなかには「市内中小企業者の人材確保や就職後の定着につながるもの」が含まれており、富良野市は他の自治体と比べ人材不足が深刻な状況であることから、1～4の事業（※）を検討している。（※UIJ ターン住宅支援がんばる企業応援補助事業、採用活動支援事業（仮）、職場環境等整備支援事業（仮）、人材開発支援事業（仮））
- ・最近市内では、介護事業所など市民生活に直接影響する事業者が人材不足を理由に廃業しているケースもあり、労働力確保は業種や会社規模を問わず富良野市全体として喫緊の課題となっている。

以上のことから、1～4の人材確保及び定着を促進する補助事業に限定して、**事業の縮小または廃業が市民生活に直接影響する** ~~現在補助対象としていない~~「学校法人」「医療法人」等の法人格についても ~~や大企業など市内にある事業者~~を幅広く補助対象としたい。

また、「**農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与すること**」を目的とした農業協同組合法に基づき設立された農協（農業協同組合）（※農林水産省 HP 参照）についても、**事業の縮小が市内農業法人、農業者等多くの事業者に直接影響を及ぼすこと**が懸念され、市内中小企業者等と同様に雇用の維持が必要であることから、**人材確保及び定着を促進する補助制度については補助対象としたい。**

【内容】

1～4の補助事業の対象者を次のとおりとする。

以下の条件を満たす中小企業者等もしくは学校法人、医療法人、農業協同組合

以下の条件を満たす富良野市民もしくは主たる事務所を本市内に有している者

- ・富良野市民もしくは主たる事務所を本市内に有している者
- ・農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る）、農家（個人農家）も含む
- ・市税を滞納していない者
- ・補助金交付申請の日の1年前の日から交付申請の前日までの間に、事業主の都合による解雇がない者
- ・雇用保険の適用事業所である者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員が役員に就任している中小企業者等ではない者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定されている風俗営業の店舗等に関する事業を営むものではない者
- ・申請時点で富良野市民を3人以上正規雇用しているものについては、本市内に主たる事務所をもたない事業者であっても、補助事業の対象とします。

【参考】

※中小企業者等の定義「補助申請の手引きより」

中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定めるものをいう）、事業協同組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに市長が特に認める団体をいう（条例第2条第1項第1

号、条例施行規則第2条第2項)

| |
|--|
| <p>市長が特に認める団体</p> <p>①市長が特に認める団体の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会又は商工会議所 ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条の規定に定める一般社団法人等 ・特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定に定める特定非営利活動法人 ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の規定に定める社会福祉法人 ・商店街組織 <p>②団体の活動内容等を把握した上で特認とするかどうか、市長が判断するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会 ・その他の任意団体 <p>③この条例において市長が特に認める団体に該当しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会、区会 ・連合町内会 ・農事組合 ・その他の地縁団体 <p>※この補助金は、中小企業者等への支援を通じて中小企業の振興、経済の振興を図ることを目的としていることから、町内会等の事業については対象外とします。市民生活部市民協働課で所管する地域づくり推進事業補助の活用を検討ください。</p> <p>※〇〇振興会、〇〇振興協議会など、地域おこし等の活動を行う任意団体がこの補助金を受けることができるかどうかについては、団体の活動内容、申請事業内容等を把握した上で特認とするか市長が判断することとします。</p> |
|--|

※中小企業庁 HP 「FAQ 中小企業の定義について」 より

Q6：社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合（LLP）は、資本金(出資金)又は従業員の基準を満たせば中小企業基本法上の中小企業に該当しますか。

農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）を除き、中小企業基本法上の「会社」に該当しないと解されることから中小企業基本法上の中小企業者に該当しないものと解されます。(Q2をご参照ください)

Q2：中小企業基本法上の「会社」の定義を教えてください。

会社法上の会社を指すものと解しています。
 また、下記の士業法人は、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められることから、中小企業基本法に規定する「会社」の範囲に含むものとして解しています。具体的には、以下の通りです。

| | |
|----------|--|
| 会社法上の会社等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社 ・ 合名会社 ・ 合資会社 ・ 合同会社 ・ (特例)有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律) |
| 士業法人 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士法に基づく弁護士法人 ・ 公認会計士法に基づく監査法人 ・ 税理士法に基づく税理士法人 ・ 行政書士法に基づく行政書士法人 ・ 司法書士法に基づく司法書士法人 ・ 弁理士法に基づく特許業務法人 ・ 社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 ・ 土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人 |

9. 外国人労働者の取扱いについて

【これまでの経過】

- ・ 中小企業振興総合補助金では、従業員の雇用を要件とする事業があるものの、日本人の雇用しか想定されていなかった。

【背景と考え方】

- ・ 日本全体の生産年齢人口が減少傾向にあることから、全国的に外国人労働者が急増しており、富良野市でも農業や宿泊業を中心に外国人の雇用が増加している。
- ・ 今後も外国人労働者の増加は必至であり、労働力確保の支援を検討するにあたり、外国人の雇用を想定する必要がでてきた。

外国人雇用に関する法律は年々改正されていることから、細かい取り決めではなく取扱いの方向性を諮問したい。

※考え方（一例）

- ①市補助制度は、雇用される個人ではなく事業者へ支援するものであることから、国籍を問わず一定条件の雇用等であれば支援したほうがよい。
- ②外国人労働者は、「永住者」「日本人の配偶者等」など一定の在留資格がなければ、就業期間（在留期間）に制限があり、日本人よりも長く働く可能性が物理的に低いため、補助対象にする際は厳しく制限した方がよい。またはしない方がよい。

前回確認された今後の方向性 → 国籍を問わず一定条件の雇用等であれば支援対象とする。

2024年度から技能実習制度廃止など取扱いが変更されるため、細かな規定はそれらをふまえて整理を続ける。

10. 補助事業の実施期間について

- ・ 全国的な生産年齢人口の減少から、各地で有効求人倍率は上昇しており、どの企業でも人材を取り合う状況となっている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症終息の兆しが見えたことで観光需要が回復し、宿泊業をはじめ関連産業の人手不足が顕著になっている。
- ・ 富良野市でも、人手不足を原因に業務縮小や廃業となるケースが出てきていることから、対策は待ったなしの状態であり、全体でスピード感を持って進める必要がある。

以上のことから、2～4の人材確保対策に関する補助事業については、「いつからでも取り組める」「いつまでも取り組める」という制度ではなく、早急かつ集中的に支援策を講じる必要があると考え、実施から3年間の限定的な制度としたい。

※3年後の実績や社会情勢を鑑み継続か否か検討する。